

加賀藩主前田氏発給

領知判物の料紙について

本 多 俊 彦

1. はじめに

加賀藩家臣団には、年寄衆「八家」という身分階層があった。八家は1万石以上の石高を有する重臣8家で構成され、このうち4名が常時叙任を受け安房守や土佐守といった国守号を称す。また、八家は藩の執政役である年寄を務めるとともに、戦時には人持組頭として軍団を指揮する重要な家柄でもあった。本稿では、加賀藩主前田氏からこの八家に対して発給された領知判物の文書料紙の変遷について、若干の報告を試みたい。

本報告において対象としたのは、八家のうち前田土佐守家、長家及び本多家の3家である。このうち、前田土佐守家は藩祖前田利家と正室芳春院の二男利政を家祖とする禄高1万1千石の家であり、伝来資料は前田土佐守家資料館（金沢市）に所蔵されている⁽¹⁾。また、長家は能登の有力国人として前田氏による加越能3カ国の覇権確立に貢献した禄高3万3千石の家であり、伝来資料は同家の故地である穴水町（石川県）の穴水町歴史民俗資料館に寄託されている⁽²⁾。本多家は徳川家康の家臣本多正信の次男政重を家祖とする禄高5万石の家であり、伝来資料の一部が財団法人藩老本多蔵品館（金沢市）に所蔵されている。しかし、古文書類の多くは個人蔵のまま未整理の状態である。

調査に際しては、本科学研究費補助金による古文書料紙調査で用いた顕微鏡や斜光線による紙面観察や器機を用いた計測など光学的計量的検討⁽³⁾に

よる紙質判定法を用いた文書料紙分析を行った。具体的には、文書料紙の材質や染色・地色・漉皺・打紙などの紙面状態、簀目、糸目、板目、刷毛目、寸法・厚さ・重さなどを調査・記録した。調査結果の一部を簡単にまとめたものが後掲の表であるが、以下、この表に基づき検討していく。なお、表中の「文書番号欄」には既存の目録における文書番号を記載したが、本多家文書は未整理状態のため文書番号は記載していない。

2. 料紙の変化（1）—奉書紙から檀紙系の楮紙へ—

今回収集したデータのうち、最も古いものは表中1の慶長5年（1600）8月17日付前田利長領知判物であり、形態は折紙である。この文書以降、表中10の延宝2年（1674）2月26日付前田綱利領知判物に至るまでの10通の領知判物は、すべて折紙の形態で発給されている。諸藩の藩主から藩士に対して給付される知行宛行の判物・朱印状・黒印状の形態に折紙が多い点については既に指摘されているが⁽⁴⁾、加賀藩においても5代藩主前田綱利（のちの綱紀）治世の前半頃までは同様であることが確認できる。

次に、表中1から10の領知判物の料紙について検討する。これらの文書の紙面観察では、糸目（簀のヒゴを編んだ糸の跡）が比較的顕著に確認できるが、簀目はあまり目立たず、本数も20本程度である。また、顕微鏡観察の結果、太さから見て繊維は楮と判断してよい⁽⁵⁾。さらに、1から5及び9の文書では紙面全体に白っぽい斑点のような箇所が確認でき、顕微鏡観察でも米粉の混入を確認することができた。このため、これらの文書料紙については概ね奉書紙と判断することができる。しかし、6から8及び10の領知判物では顕微鏡観察の結果、太さから見て繊維は楮と判断してよいものの、白っぽい斑点や米粉の混入を顕著に確認することはできなかった。また、紙面観察では糸目が比較的確認できるものの、簀目は微かにしか見えず、本数も18本程度である。このため、後掲表中の「料紙」欄ではこれらの文書料紙を楮紙とのみ表記したが、これらは概ね檀紙系の楮紙と判断してよいだろう。つまり、加賀藩では当初、折紙の形態をとる領知判物の料紙として奉書紙を使用していたが、前田利光（利常）期辺りを画期として徐々に米粉をほとんど含まない檀紙系の楮紙を使用するようになったとすることができるのである。

このように、加賀藩では当初、折紙の領知判物が給付されたのであるが、

その文書料紙は奉書紙から檀紙系の楮紙へと変化した。表中 11 の元禄 2 年 (1689)6 月 13 日付前田綱紀領知判物では形態が折紙から堅紙に変化しているが、文書料紙には縦・横の長さが若干短くなっているものの、檀紙系の楮紙が使用されている。そして、表中 11 から 49 の「形態」欄及び「料紙」欄に明らかなように、これ以後の加賀藩主前田氏発給領知判物の文書料紙は檀紙系の楮紙であり形態は堅紙として定式化していくのである。

なお、この形態が折紙から堅紙に、料紙が奉書紙から檀紙系の楮紙に変化する理由などについて、現在のところ、不勉強な筆者には満足のいく説明は到底できない。しかし、形態が折紙から堅紙へと変化する背景については、徳川綱吉の「貞享印知」の影響があるのではないかと考えている。

「貞享印知」は綱吉の前代、4 代将軍家綱の時に行われた、いわゆる「寛文印知」を踏襲したものである。「寛文印知」とは、初代将軍家康より家光に至る 3 代においてまちまちに発給されてきた領知判物・朱印状などを将軍代替わりの継目安堵（印知）として統一的一斉発給に転換したことをいう。

「寛文印知」を古文書学的に検討した大野瑞男氏⁽⁶⁾は、これを「将軍権力の強化、権威の確立を反映」した幕府書札礼の完成ととらえる。綱吉の継目安堵もこの「寛文印知」を踏襲して、貞享元年(1684)及び同 2 年に実施された。

今回収集したデータだけでは事例不足であるため、あまり正確とはいえないが、加賀藩主前田氏発給領知判物の形態及び料紙の大きさに変化の現れる画期となる、表中 10 と 11 の間に「貞享印知」が位置することに筆者は注目したい。前田綱紀は幼年にて襲封したため、その初政においては祖父利常や義父保科正之の補佐を受けた。その後、寛文元年(1661)頃から親政を始めた綱紀が藩主権力の強化を図り、種々の改革を断行したことなどもつとに知られるところである⁽⁷⁾。貞享年間には彼の治世の半ばにあたり、同 3 年には貞享の職制改革も行われている。領知判物における形態及び料紙の変化には、こういった綱紀による藩主権力強化の動きとの連動を感じるのである。

また、料紙が奉書紙から檀紙系の楮紙に変化することについても、幕府の老中奉書との関係など、何らかの理由があるものと想像できる。紙に関していえば、前田綱紀は各種工芸の実物や意匠標本を各地から収集、分類、整理した『百工比照』を製作⁽⁸⁾させており、加賀藩内には紙に関する知識も相当に蓄積されていたものと思われる。やはり、領知判物に使用する料紙の選定には何らかの「意図」が込められている可能性が十分にあると考えてもいいのではないだろうか。

3. 料紙の変化（2）—染色—

上述の通り、加賀藩主前田氏発給領知判物では形態が折紙から縦紙へ、文書料紙が奉書紙から檀紙系の楮紙へと変化した。以後、この様式が踏襲されたことは、後掲表中 11 以下の「形態」欄及び「料紙」欄の通りである。

ところで、表中 12 から 20 までの領知判物については、少々説明を要する。実は、これらの領知判物は、享保 13 年（1728）3 月朔日に一括発給された前田吉徳期発給の領知判物なのである。

『御年表』

三月朔日御先代及当御代御判物・御印物、元禄六年以来不被下置処、今日可被下旨に依て頭分以上＜服紗小袖、布上下着用＞辰刻登城、午刻御小書院に御着座、大老・御年寄・御家老・若年寄頂戴、（以下略）⁽⁹⁾

「御先代」である前田綱紀治世下の元禄 6 年（1693）以降、どうやら加賀藩の領知判物・印判状の発給は停止し、後を継いだ「当御代」の吉治（のちの吉徳）に代替わり後もその状態は継続され、享保 13 年 3 月朔日になってやっと発給されるに至ったのである。

このことは、本多家文書からも確認することができる。本多家では、後掲表中の 12・13・14・17・18・19 の 6 通を一括して縦箱に納め、その蓋に「＜享保十三年＞ 御墨附 <吉治様 御判政昌頂戴六通>」と記して保管してきた。さらに、その縦箱の中には覚書が 1 通添えられており、そこには次のように記されている。

覚

- | | | |
|-------------------------------------|----|---------|
| 一、＜元禄十四年七月四日＞御墨附
吉治様御奥判、享保九年八月朔日 | 壺通 | ＜隠居料＞政長 |
| 一、＜元禄十二年七月十三日＞同
右同断 | 壺通 | ＜新知＞政敏 |
| 一、＜元禄十四年七月四日＞同
右同断 | 壺通 | ＜家督＞政敏 |
| 一、＜宝永四年六月廿九日＞同
右同断 | 壺通 | ＜新知＞政質 |
| 一、＜正徳五年九月九日＞同 | 壺通 | ＜家督＞政質 |

右同断

右、御先代、元禄六年以後、御墨附依延引、被加 御奥書被下之一、
一、<享保八年十二月六日>御墨附 老通 <家督>政昌
吉治様御判

右、都合六通、享保十三年<戊申>三月朔日<政昌>頂戴之、
以上、

この史料でも領知判物・印判状発給停止の理由について知ることはできない⁽¹⁰⁾が、発給停止期間中の領知判物の遡及発行の状態について知ることはできる。ここでは、享保9年に亡くなった綱紀の時代の領知判物については、吉治が奥書を加える形⁽¹¹⁾で発給された。そして、それらを一括して享保13年現在の本多家5代当主政昌に給付している。これらのことから、表中12から20までの領知判物は、前田吉治によって享保13年に作成・給付された領知判物であることが確認できた。

以上により、後掲表中12から22までが前田吉治期の領知判物と捉えることができる。これらの領知判物では、表中の「染色」欄では「なし」と示したが、実際にはその紙色は白色というよりは黄色みがかった、白黄色ともいうべき色をなしている。これが料紙の地色そのものなのか、それとも経年変化などによるものなのか、もしくは染色処理が施された結果なのかについては、現在のところ、筆者には断ずることができない。ただ、例えば表11の領知判物とこれらの領知判物とでは、料紙の色が少し趣を異にしているということは確かである。

さらに、後掲表中23の前田重熙領知判物以降では、文書によって濃淡の差はあるものの、全てが完全な黄色⁽¹²⁾となる。また、これらは概ね文書の裏面の方が表面よりも濃い色となっている。明らかに染色処理が施されているが、顕微鏡観察では文字の墨上に染料が乗っている箇所は見当たらず、また紙面観察でも料紙表面に刷毛などを使用した痕跡は確認できなかった。このため、この黄色は領知判物給付後、保存などのために受給した各家によって施された染色処理などではなく、むしろ領知判物作成時から既に施されていたものと考えられる。しかし、現段階では、料紙の紙漉き段階での繊維への染色か、それとも普通に漉き上げた紙を染料の入った液体に浸して染色したのかなど、料紙の染色方法についてはわからない。

なお、他藩の公用文書における色つき料紙の使用について、既に大藤修氏による長州藩及び支藩徳山藩の事例⁽¹³⁾や大島晃一氏による盛岡藩⁽¹⁴⁾及び支藩八戸藩⁽¹⁵⁾の事例の報告がある。特に大島論文では、盛岡藩が赤褐色（八

戸藩は薄目の赤褐色)の染紙を家老発給の「御証文」といわれる様式の文書に使用していることや、染紙を使用した文書の機能は権利認定状であり効力は非永続的＝時限的であること、染紙使用には色の持つ呪力の記号化が考えられることなど、多岐にわたり示唆に富んだ報告がなされている。しかし、これらの事例は主として藩庁発給文書への色つき紙の使用であり、本報告で対象とした藩主発給領知判物とは必ずしも単純に比較できない⁽¹⁶⁾。

4. おわりに

以上、加賀藩主前田氏発給領知判物の料紙についてまとめると、次のようになる。領知判物の料紙については、3代藩主前田利光(利常)期辺りを画期として奉書紙から檀紙系の楮紙⁽¹⁷⁾へと移行する。その後、領知判物の形態は折紙から堅紙へと変化するが、これにともない縦・横の寸法が若干変更されるものの、紙種は変化することがなかった。領知判物・印判状の発給は5代藩主前田綱紀が元禄6年以降停止するが、次代の6代藩主の前田吉治(吉徳)は享保13年に領知判物発給を再開する。この時の領知判物の料紙にはやはり檀紙系の楮紙が使用されるが、同時に料紙の紙色がそれまでの領知判物に比して黄色みがかかるようになる。8代藩主の前田重熙期には領知判物の料紙は黄色の檀紙系の楮紙となった。この黄色い檀紙はその後、最後の藩主である14代前田慶寧まで使用されることとなる。

このように、本報告は加賀藩主前田氏が「加賀八家」と呼ばれる加賀藩上級武士に対して発給した領知判物の料紙について、若干の検討を行った。調査事例の絶対数不足や調査対象の狭さなど、本研究はあまりにも多くの問題点を抱えている。しかし今後、加賀藩全体の領知判物・印判状料紙データを集積するとともに、宛行・書止文言や差出・宛名書などのデータも収集・整理しながら、鋭意修正していくこととしたい。また、他藩の事例の収集、比較・検討なども今後の課題としたい。

注

- (1) 『前田土佐守家資料館所蔵品目録』(金沢市、2001年)
- (2) 『長家史料目録』(穴水町教育委員会、1978年)

- (3) 富田正弘「琉球国発給文書と竹紙」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第17号、2007年）及び『古文書料紙原本にみる材質の地域的特質・時代的変遷に関する基礎的考察』（研究代表者富田正弘、平成6年度科学研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書、1995年）
- (4) 神崎彰利「知行」（『日本古文書学講座6 近世編1』雄山閣、1979年）。しかし、舟沢茂樹「藩主判物・朱印状・黒印状」（日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』吉川弘文館、1989年）は、福井藩松平氏における豎紙の使用を指摘している。
- (5) 大川昭典「楮・三桮・雁皮繊維の鑑別」（『紙素材文化財（文書・典籍・聖教・絵図）の年代推定に関する基礎的研究』[研究代表者富田正弘、平成15年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究(A)）研究成果報告書、2008年]）によると、紙の材料となる楮や雁皮の繊維はそれぞれ太さや長さが違っている。楮の繊維は長さが6～21mm、幅が10～30μmであり、三桮や雁皮よりも繊維が長く太いのが特徴である。なお、前掲註(4)舟沢氏は福井藩の重臣宛領知判物の料紙を鳥の子紙（斐紙）と判定している。これは、同文書がパリパリして硬い感触という斐紙の特徴を示すことによるのだろう。しかし、これは同文書が裏打ちされていることに起因するものであり、料紙の繊維の長さ・太さを顕微鏡観察することによって、実は同文書が楮紙であることが明らかとなった。このように、近世古文書学では今後、感覚などの主観的紙種判定ではなく、繊維の顕微鏡観察などの科学的調査・研究による文書料紙研究が必要であろう。
- (6) 大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究一寛文印知の政治史的意義（一）一」（『史料館研究紀要』第13号、1981年）
- (7) 例えば、若林喜三郎『前田綱紀』（吉川弘文館、1961年）や高澤裕一ほか編『石川県の歴史』（山川出版社、2000年）など。
- (8) 石川県立美術館編『一加賀文化の華一前田綱紀展』（1988年）など。
- (9) 『加賀藩史料』享保13年3月朔日条
- (10) なお、領知判物の奥書には、「先判依令漏洩」とのみ記されている。
- (11) 「松雲院様ヨリノ御物判ニ相洩候七手組以下之奥書之控」（金沢市立玉川図書館蔵「加越能文庫」特16.30-12（2775））から、この奥書の文言は「七手之家以上」（＝八家）、「万石以上」、「組頭以上」、「頭分以上」、「平侍以下」という身分階層ごとに設定されていたことがわかる。
- (12) なお、これらの黄色の領知判物については、それが包まれていた包紙についても、本紙と同様の黄色檀紙が用いられている。
- (13) 大藤修「近世文書論序説（中）」（『史料館研究紀要』第23号、1992

年)。ここでは、長州藩の文書料紙は薄黄色、支藩徳山藩の文書料紙は薄赤色であることが指摘されている。

(14) 大島晃一「盛岡藩の染紙文書」（『岩手史学研究』第77号、1994年）

(15) 大島晃一「八戸藩の染紙文書」（『岩手史学研究』第78号、1995年）

(16) 大島氏は前掲注(14)論文において、盛岡藩における染紙料紙は「効力は非永続的＝時限的な権利認定文書に用いられた料紙であり、士分の者への、いわゆる公験となる文書には決して用いられないものであった」とする。

(17) 「御判物写被 仰付候節一卷」（金沢市立玉川図書館蔵「加越能文庫」特 16.30-16（2779））によると、継目安堵の際に作成して幕府へ提出する加賀藩主宛領知判物の写しは、越前大高檀紙を使用したことがわかる。加賀藩主が家臣に給付した領知判物・印判状の料紙の産地究明についても、今後の課題である。

史料名	文書番号	年号	月日	文書名	形態	縦 (cm)	横 (cm)	厚さ (mm)	料紙	染色	罨目 (1寸)	糸目 (cm)	米粉	内容	備考
1 長家	276	<慶長5年>	8月17日	前田利長領知判物	折紙	34.5	51.5	0.27	奉書紙	なし	18	2.6	あり	加増	
2 長家	279	<慶長10年>	10月朔日	前田利長領知判物	折紙	36.8	54.0	0.24	奉書紙	なし	18	3.2	あり	加増	
3 本多家		<慶長16年>	8月12日	前田利光(利常)領知判物	折紙	44.5	63.5	0.22	奉書紙	なし	不詳	3.4	あり	新知	
4 本多家		<慶長19年>	6月13日	前田利光(利常)領知判物	折紙	40.6	57.0	0.37	奉書紙	なし	18	2.5	あり	加増	
5 土佐守家	42	<元和元年>	11月13日	前田利光(利常)領知判物	折紙	41.5	56.1	0.17	奉書紙	なし	21	3.1	あり	新知	
6 長家	281	<元和5年>	卯月20日	前田利光(利常)領知判物	折紙	41.0	57.1	0.33	楮紙	なし	16	3.2	なし	家督	
7 本多家		<正保4年>	7月28日	前田大平代(綱紀)・前田利常運書領知判	折紙	42.4	57.7	0.36	楮紙	なし	16	3.1	なし	家督	
8 土佐守家	43	<承応2年>	2月17日	前田大平代(綱紀)・前田利常運書領知判	折紙	42.2	58.0	0.37	奉書紙	なし	21	2.4	あり	加増	
9 長家	286	寛文11年	10月9日	前田綱利(綱紀)領知判物	折紙	42.8	57.8	0.34	楮紙	なし	18	2.8	なし	家督	
10 土佐守家	44	<延宝2年>	12月26日	前田綱利(綱紀)領知判物	折紙	38.1	53.6	0.26	楮紙	なし	21	2.7	なし	家督	
11 土佐守家	45	元禄2年	6月13日	前田綱紀領知判物	折紙	38.1	53.6	0.26	楮紙	なし	21	2.7	なし	新知	
12 本多家		元禄12年	7月13日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.3	53.6	0.29	楮紙	なし	16	2.7	なし	家督	奥書は享保9年8月朔日付
13 本多家		元禄14年	7月4日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.3	53.6	0.29	楮紙	なし	16	2.6	なし	家督	奥書は享保9年8月朔日付
14 本多家		元禄14年	7月4日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.3	53.6	0.27	楮紙	なし	17	2.6	なし	家督	奥書は享保9年8月朔日付
15 長家	287	元禄16年	11月25日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.2	53.8	0.27	楮紙	なし	21	2.5	なし	家督	奥書は享保9年8月朔日付
16 土佐守家	46	宝永2年	5月25日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.2	53.5	0.29	楮紙	なし	21	2.6	なし	加増	奥書は享保9年8月朔日付
17 本多家		宝永4年	6月29日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.3	53.7	0.25	楮紙	なし	17	2.7	なし	新知	奥書は享保9年8月朔日付
18 本多家		正徳5年	9月9日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.3	53.6	0.28	楮紙	なし	17	2.6	なし	家督	奥書は享保9年8月朔日付
19 本多家		享保8年	12月6日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.3	53.6	0.27	楮紙	なし	17	2.7	なし	家督	奥書は享保9年8月朔日付
20 土佐守家	47	享保10年	8月28日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.2	53.5	0.24	楮紙	なし	21	2.8	なし	新知	
21 土佐守家	48	享保14年	閏9月7日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.1	53.6	0.23	楮紙	なし	19	2.8	なし	家督	
22 長家	288	享保20年	6月16日	前田吉治(吉徳)領知判物	折紙	38.2	53.8	0.26	楮紙	なし	18	2.7	なし	家督	
23 本多家		寛延元年	7月25日	前田重熙領知判物	折紙	38.5	53.8	0.29	楮紙	淡黄色	18	2.6	なし	家督	
24 長家	289	宝暦7年	3月6日	前田重基(重教)領知判物	折紙	38.4	53.8	0.31	楮紙	淡黄色	18	2.6	なし	家督	
25 土佐守家	49	宝暦13年	5月4日	前田重基(重教)領知判物	折紙	38.6	53.8	0.27	楮紙	淡黄色	21	2.6	なし	新知	
26 土佐守家	50	安永3年	6月朔日	前田治脩領知判物	折紙	38.2	53.7	0.23	楮紙	濃黄色	21	2.8	なし	家督	
27 本多家		天明元年	12月28日	前田治脩領知判物	折紙	38.5	53.8	0.29	楮紙	黄色	不詳	2.7	なし	新知	
28 長家	290	寛政5年	正月28日	前田治脩領知判物	折紙	38.2	54.0	0.34	楮紙	淡黄色	18	2.7	なし	新知	
29 本多家		寛政8年	2月28日	前田治脩領知判物	折紙	38.5	53.8	0.33	楮紙	濃黄色	17	2.7	なし	隠居	
30 本多家		寛政8年	2月28日	前田治脩領知判物	折紙	38.3	53.8	0.29	楮紙	淡黄色	17	3.0	なし	家督	
31 土佐守家	51	寛政10年	7月6日	前田治脩領知判物	折紙	38.3	53.8	0.25	楮紙	淡黄色	19	2.8	なし	新知	
32 長家	291	寛政12年	2月19日	前田治脩領知判物	折紙	38.2	53.8	0.25	楮紙	淡黄色	18	2.7	なし	家督	
33 長家	292	寛政12年	2月19日	前田治脩領知判物	折紙	38.2	53.8	0.23	楮紙	淡黄色	18	2.7	なし	隠居	
34 本多家		享和3年	6月26日	前田齊藤領知判物	折紙	38.2	53.7	0.29	楮紙	濃黄色	17	2.7	なし	家督	
35 土佐守家	52	文化5年	12月15日	前田齊藤領知判物	折紙	38.0	53.4	0.40	楮紙	黄色	19	2.8	なし	新知	
36 土佐守家	53	文化9年	12月15日	前田齊藤領知判物	折紙	38.1	53.7	0.32	楮紙	黄色	21	2.8	なし	家督	
37 土佐守家	54	文化9年	12月15日	前田齊藤領知判物	折紙	38.0	53.7	0.30	楮紙	黄色	不詳	2.8	なし	隠居	
38 本多家		文政3年	9月6日	前田齊藤領知判物	折紙	38.1	53.7	0.33	楮紙	淡黄色	17	2.7	なし	家督	
39 長家	293	文政4年	8月6日	前田齊藤領知判物	折紙	38.2	54.2	0.30	楮紙	濃黄色	21	2.7	なし	新知	
40 長家	294	文政7年	5月15日	前田齊藤領知判物	折紙	37.8	53.8	0.31	楮紙	濃黄色	18	2.8	なし	新知	
41 長家	295	文政11年	5月2日	前田齊藤領知判物	折紙	38.2	53.8	0.31	楮紙	淡黄色	21	2.6	なし	新知	
42 土佐守家	55	文政11年	10月6日	前田齊藤領知判物	折紙	38.3	53.7	0.31	楮紙	黄色	不詳	2.7	なし	家督	
43 長家	296	天保2年	12月4日	前田齊藤領知判物	折紙	38.8	54.2	0.30	楮紙	淡黄色	18	2.8	なし	家督	
44 本多家		弘化4年	12月8日	前田齊藤領知判物	折紙	38.0	53.7	0.33	楮紙	黄色	17	2.7	なし	家督	
45 土佐守家	56	嘉永4年	6月6日	前田齊藤領知判物	折紙	37.6	53.6	0.29	楮紙	濃黄色	不詳	2.7	なし	家督	
46 土佐守家	57	安政3年	4月8日	前田齊藤領知判物	折紙	37.5	53.4	0.27	楮紙	黄色	不詳	2.7	なし	家督	
47 本多家		安政3年	12月28日	前田齊藤領知判物	折紙	37.5	53.7	0.27	楮紙	黄色	17	2.7	なし	家督	
48 長家	297	安政4年	6月11日	前田齊藤領知判物	折紙	37.8	53.6	0.37	楮紙	濃黄色	18	2.7	なし	家督	
49 長家	298	慶応4年	5月朔日	前田慶學領知判物	折紙	37.2	53.8	0.31	楮紙	淡黄色	18	2.7	なし	家督	